平成２９年（フ）第１４６号
和歌山県岩出市堀口113番地の10
債務者　辻岡　延啓
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１１３０号
札幌市清田区美しが丘４条７丁目７番７号ユーサンコーポ１号
債務者　後藤　直美
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１７７号
札幌市豊平区月寒東５条19丁目１番20号パークハイツ103号
債務者　長澤真由美
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１９１号
札幌市白石区菊水７条３丁目６番14号　カサデューク菊水75―102号
債務者　髙階　悠子（旧姓金田）
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２０５号
札幌市厚別区厚別中央２条４丁目11番30―601号
債務者　阿部　里美
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２４０号
北海道江別市中央町36番地の７　Ｒｉｎ2006―Ａ号室
債務者　加藤　翔平
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２４１号
北海道江別市中央町36番地の７　Ｒｉｎ2006―Ａ号室
債務者　加藤　美紀
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２６４号
札幌市厚別区青葉町１丁目１番１―705号
債務者　松塚　正光
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９号
北海道稚内市緑６丁目27番１号　ロピアパレスⅠ３号室
債務者　森　　昭雄
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２９年（フ）第８８号
群馬県太田市金山町16番１号
債務者　松本　光央
1　決定年月日時　平成29年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第８９号
群馬県太田市藪塚町1354番地１　セントラルハイツイーストⅠ―102号、前住所群馬県太田市大原町289番地９　ラフィーネＡ―101号
債務者　栗原　正明
1　決定年月日時　平成29年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第９０号
群馬県邑楽郡大泉町北小泉１丁目８番７号
債務者　加藤　　隆
1　決定年月日時　平成29年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１２６号
群馬県高崎市若松町141番地
債務者　橋爪　　清
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第２６４号
相模原市中央区弥栄１丁目11番11号　メゾンドエポール弥栄203
債務者　宮内　宗明
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２６５号
相模原市中央区上溝2516番地１　レヴィールファミリア上溝406号
債務者　小船　直弘
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２６８号
相模原市南区相南３丁目37番９号
債務者　杉田　菜月（旧姓岡山・奥西）
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２７０号
相模原市南区磯部1818番地６　メゾンアイリス203
債務者　野宮　友子（旧姓城戸）
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部